

議案第56号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するとともに、東京都屋外広告物条例の改正に伴い、プロジェクションマッピングの表示に関する手数料を定め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の3の項を削り、同表の7の4の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改め、同項を同表の7の3の項とし、同表の68の6の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表の136の項を次のように改める。

136	東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第8条、第15条、第16条及び第30条の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告塔 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 2 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 3 プロジェクションマッピング <ol style="list-style-type: none"> (1) 面積が1,000平方メートル以内のもの 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 (2) 面積が1,000平方メートルを超えるもの 644,000円 4 小型広告板 1枚につき 400円 5 はり紙・はり札等 50枚までごとにつき 2,250円 6 広告旗 1本につき 450円 7 立看板等 1枚につき 450円 8 電柱又は街路灯柱の利用広告 1枚につき 310円 9 標識利用広告 1枚につき 210円 10 宣伝車 1台につき 4,950円 11 バス又は電車の 	許可申請のとき。
-----	--	--------------	--	----------

			車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの 1枚につき 610円
			12 前記以外の車体利用広告 1台につき 1,950円
			13 アドバルーン 1個につき 2,850円
			14 広告幕 1張につき 990円
			15 アーチ 1基につき 10,630円
			16 装飾街路灯 1基につき 5,010円
			17 店頭装飾 1基につき 19,800円

別表第1の138の項中「第19条の10の5第11項第1号口」を「第19条の10の5第12項第1号口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の136の項の改正規定は令和2年7月1日から、同表の68の6の項の改正規定は同年9月1日から施行する。